

「福岡の地酒・焼酎応援の店」実施要領

1 趣旨

県産酒を提供している飲食店を「福岡の地酒・焼酎応援の店」（以下「応援の店」という。）として認定し、消費者にPRするとともに、飲食店に県産酒の使用促進を図る取組みにより、県産酒の消費拡大を図るものである。

※県産酒：福岡県酒造組合に加盟している蔵元が製造している日本酒、焼酎、リキュール等

2 認定対象

県内において営業している飲食店等を対象とする。

※飲食店等：飲食店、ホテル、旅館、バー等

3 認定要件

以下の要件を全て満たすこと。

①外食事業者等は、一定量の県産酒*を、年間を通じて消費者に提供するとともに、その情報を店内、メニュー等に表示するなど、利用者に提供していること。その他、県が認めるもの。

※一定量の県産酒：3アイテム以上（同一蔵の3アイテムでも可）の取扱いがある
もしくは取扱いアイテムの過半数が県産酒。

②新型コロナウイルス感染症に対し、県が定める感染拡大防止に係る対策を講じていること。（「感染防止認証マーク」の取得・掲示を含む）

③食品衛生法、米トレーサビリティ法等、関係法令を遵守していること。

④事業主・役員が暴力団員等に該当せず、また密接な関係もない者。

4 認定申請

応援の店の認定を受けようとする者は、「福岡の地酒・焼酎ナビ」、「福岡の食と酒公式アプリ」の申請フォームから申請を行う。

※福岡の地酒・焼酎ナビ：<https://fukusake-navi.jp>

5 認定審査

認定申請書を受理したときは、認定要件に基づき内容を審査する。また、必要に応じて現地調査を実施する。

6 認定

認定の要件に適合した場合は、応援の店として認定する。

7 応援の店に対する支援

- (1) 応援の店ポータルサイトやアプリ、県の広報媒体等を活用して、応援の店をPRする。
- (2) 応援の店に対して、PR用のステッカー等を提供する。
- (3) 応援の店で利用できるクーポン等を通じて、応援の店への誘客を図る。

8 認定期間

認定の日から3年とし、その後1年毎に自動更新する。

9 認定の取消し

応援の店が3の認定要件を満たさなくなったとき、その他応援の店に相応しくない事由が発生したときは、事務局の判断で認定を取り消すことができる。

10 認定の辞退・登録内容の変更

応援の店の認定辞退や登録内容の変更を希望する場合は、別途規定する様式にて申請を行う。

附 則

この要領は、令和2年8月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月15日から施行する。